

5 建企第 1 7 4 号
令和 5 年 8 月 1 8 日

関係各位

長崎県土木部
建設企画課長
(公印省略)

コリンズ・テクリスの登録内容確認システム利用に伴う運用の改訂について

標記について、令和 5 年 8 月 21 日から登録内容確認システムが運用開始され、登録内容の事前確認結果を監督員がシステムで登録しなければ受注者が本登録できなくなります。そのため、今後は発注者が事前確認の確認結果登録を登録内容確認システムにて実施することとします。

また、平成 30 年 1 月 31 日付け 29 建企第 579 号「コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について」により定めていた運用については下記のとおり改訂を行いますので、今後の登録においては、この運用によられますようお願いいたします。

記

1. 登録内容の事前確認

事前確認がシステム上必須となるため、発注者は竣工（完了）時には内容を全て確認し、確認結果登録を行うこととする。竣工（完了）時以外は内容を一部確認し、確認結果登録を行うこととする。

2. 事由発生後 10 日以内の登録の解釈

共通仕様書においては登録時点ごとに「土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内」の登録申請を求めているが、この祝日等には「(システムの保守など) J A C I C が登録できないとしている期間の日」を含む。

3. 適用年月日

令和 5 年 8 月 21 日以降に入札執行通知または公告する工事（業務）に適用する。なお、適用日以前の工事（業務）において対応可能なものについては適用できるものとする。

4. その他

本通知の適用により平成 30 年 1 月 31 日付け 29 建企第 579 号は廃止する。

以上

【問い合わせ】

長崎県 土木部 建設企画課 技術情報班

TEL:095-894-3023 FAX:095-894-3461